

26 経営第 3277 号
平成 27 年 3 月 18 日

全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官

農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について

地方分権改革については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、地方公共団体への義務付け・枠付けの見直し等を推進することとされ、農地法（昭和27年法律第229号）についても、運用の明確化等の措置を講じることとされたところである。

これに伴い、農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）が別紙新旧対照表のとおり改正され、本日付けで施行されることとなったので、御了知の上、今後は、本基準により農地法関係事務を適正に処理されたい。

なお、貴傘下団体に対しては、貴職から通知願いたい。
以上、命により通知する。